

大阪医科薬科大学（大阪医科大学）に対する改善報告書検討結果

<大学評価実施年度：2020年度> ※大阪医科大学にて受審

<改善報告書検討実施年度：2024年度>

大阪医科薬科大学から改善報告書の提出を受け、本協会は改善に向けた大学全体の取り組み、3点の改善課題の改善状況について検討を行った。その結果は、以下のとおりである。

<改善に向けた大学全体の取り組み>

統合前の大阪医科大学にて、内部質保証の推進を担っていた「教育戦略会議」及び「研究戦略会議」を発展的に解消し、「学部間協議会」を大阪医科薬科大学の内部質保証の推進に責任を負う組織として明確化した。「学部間協議会」では、内部質保証の手続きに基づき、学部長、機構長、センター長等を中心とするそれぞれの学部、機構やセンター等が実施した自己点検の報告を受けて、全学的観点から点検・評価を行い、その結果を学部、機構やセンター等へフィードバックするとともに、学長は、「教育研究内部質保証評価会議」において内部質保証体制の健全性について検証を行っている。また、「学部間協議会」において毎年度その取り組み状況について報告するとともに、点検・評価を行い、改善課題への全学的なモニタリングにより、着実に改善・向上につなげる仕組みの構築に取り組んでいる。

<是正勧告、改善課題の改善状況>

提言の改善状況から、改善の成果が概ね表れているといえる。

改善課題については、学部及び大学院の定員管理の問題に関して、今後もさらなる改善に努めることが求められる。

個別の提言への改善に向けた大学の取り組み及びそれに対する評価は、各提言に対する検討所見のとおりである。なお、大学統合に伴い、前回の大学評価時には指摘対象となっていなかった事項について、今回の改善報告書提出時には提言に相当する問題が生じているため、検討所見を参照し、次回の大学評価に向けて改善に取り組むことが求められる。

1. 是正勧告

なし

2. 改善課題

No.	種 別	内 容
1	基準	基準1 理念・目的
	提言（全文）	医学部、看護学部、医学研究科及び看護学研究科では、教育研究上の目的を学則又はこれに準ずる規程

大阪医科薬科大学

		に定めていないため、改善が求められる。
	検討所見	医学部、看護学部、医学研究科及び看護学研究科では、大阪薬科大学との統合後制定した、各学部・研究科の規程において、新たに教育研究上の目的を明記しており、改善が認められる。
No.	種 別	内 容
2	基準	基準5 学生の受け入れ
	提言（全文）	収容定員に対する在籍学生数比率について、医学部医学科で 1.02 と高いため、学部の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。
	検討所見	医学部医学科では、成績下位者に対する支援を充実し、留年する学生の減少に努めるとともに、2017年度に学則を改正し、進級判定と在学年限の厳格化を図るなどの措置を講じており、収容定員に対する在籍学生数比率について改善が認められる。
No.	種 別	内 容
3	基準	基準5 学生の受け入れ
	提言（全文）	収容定員に対する在籍学生数比率について、看護学研究科博士後期課程では 2.44 と高いため、研究科の定員管理を徹底するよう、改善が求められる。
	検討所見	看護学研究科博士後期課程では、入試合格基準を見直す等の取り組みにより、収容定員に対する在籍学生数について、改善が認められる。しかしながら、同比率について 2024 年度には再び上昇傾向にあることから、引き続き改善策を講じることが望まれる。 なお、大阪薬科大学との統合に伴い、当該大学に帰属した薬学研究科薬科学専攻博士前期課程について、収容定員に対する在籍学生数比率が 0.30 と低い。これについては 2020 年度に大阪薬科大学から提出された改善報告書に対する検討結果におい

大阪医科薬科大学

		でも改善を求めていることから、大阪医科薬科大学として、引き続き定員の充足に向けて取り組まれない。
--	--	--

<再度報告を求める事項>

なし

<弾力的措置にかかる要件の充足状況>

弾力的措置にかかる要件	前回の評価結果 における提言	改善状況
ア) 基準2「内部質保証」に関し、是正勧告及び改善課題のいずれも提言されていない。	無	—
イ) 基準4「教育課程・学習成果」に関し、是正勧告が提言されていない。	無	—
ウ) 基準4「教育課程・学習成果」の学習成果の測定に関しては、改善課題も付されていない。	無	—

以上